

Title	中国憲法の基本問題
Author(s)	西村, 幸次郎
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	http://hdl.handle.net/11094/37683
DOI	
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

【 2 】

氏 名	にし むら こう じ ろう 西 村 幸 次 郎
博士の専攻分野 の 名 称	博 士 (法 学)
学位記番号	第 10008 号
学位授与年月日	平成 4 年 1 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	中国憲法の基本問題
論文審査委員	(主査) 教 授 山中 永之佑 (副査) 教 授 高田 敏 教 授 中山 勲

論 文 内 容 の 要 旨

一 本論文の構成

本論文『中国憲法の基本問題』は、「はしがき」,「第一章 現行憲法の制定」,「第二章 国家の性質」,「第三章 国家資本主義と法」,「第四章 公民の個人的所有権」,「第五章 公民の基本的権利・義務」,「第六章 憲法監督」,「第七章 国家主席制」,「補論一 七五年憲法の若干の特徴」,「補論二 中国における法の継承性論争について」によって構成されている。

二 本論文の内容

本論文では,新中国成立から現在にいたる,憲法上の基本的諸問題について,中国憲法史のおよび比較法的観点から考察が加えられ,現行一九八二年憲法の歴史的意義および特徴が明確にされている。以下,各章の内容について,簡単にふれておきたい。

〈第一章〉

本章では,第一に,「現行憲法の制定過程」について改正理由,改正の指導思想,改正活動の諸点が整理されている。

第二に,「構成」上の問題について,章節構成,「公民の基本的な権利および義務」の章の前置,「憲法監督」の章の増設要求,外国人の庇護権の四点から論述されている。

第三に,「序文」をめぐる問題について,「序文」の必要性および法的効力,個人名の導入問題,歴史的記載—とくに党の地位と役割,「人民民主主義独裁実質上すなわちプロレタリアート独裁」,「四つの現代化」,政治協商会議の地位と役割,外交政策の七点から論述されている。

第四に、「総綱」に関する問題として、「総綱」の名称、国家の性質と知識人、土地所有権の三点が取り扱われている。

「まとめにかえて」においては、現行憲法の制定過程における他の諸論点を列挙するとともに、次のように、本章のとりまとめを行っている。つまり、「中共十一期三中全会〈中国共産党第十一次大会第三回中央委員会総会〉（一九七八年十二月）以来、中国は「人民戦争論」「農業基礎論」「自力更生」を基調とする従来の「閉鎖」型から、「国際協調」「四つの現代化」「相互依存と相互協力」を基調とする「開放」型へと内外政策を大きく変えてきているが、政治・経済・文化の諸分野における国際的な交流を通じて中国の現実的状况・水準というものを客観的に見つめなおすことが政策上の大転換につながっているのである。現行憲法はこうした大きな動向の中で制定されたものであるだけに、「序文」「総綱」にみるように綱領性のきわめて顕著な憲法となっており、そのことにより今後の達成すべき諸課題をめぐる理論的および政策的対抗が現出する可能性を含まざるをえないように思われる。」

〈第二章〉

本章では、第一に新中国成立後の憲法および関連事件（項）の検討を通じて、国家の性質規定の変化について、その時々々の社会の性質、階級状況、指導力、権力の任務等に配慮しながら、「人民民主主義独裁の国家」→「プロレタリアート独裁の社会主義国家」→「人民民主主義独裁の社会主義国家」という変遷の過程がトレースされている。

第二に、とくに、現行憲法における国家の性質規定、つまり「人民民主主義独裁の社会主義国家」について、その制定過程および制定後の議論が整理されている。そして、「現行憲法の「成案」の表現は、国家の性質について「人民民主主義独裁」説と「プロレタリアート独裁」説との折衷ともいうべきものである。労働者階級＝プロレタリアートの指導性を確保するとともに、とくに八億農民に対する配慮を行ない、多くの人民を国家の主人公として構成することによって、安定団結と社会主義建設に対する広範な人民の積極的参加をかちとろうとしているようである。」とする。

第三に、「国家の性質論の現状」が林景仁論文を素材にして、（一）プロレタリアート独裁と連合独裁、（二）民族ブルジョアジーとの同盟、（三）民主と独裁の関係、（四）搾取階級廃絶後の独裁の必要性—の四点から整理され、それぞれについてコメントを加えている。

〈第三章〉

本章では、中国社会主義革命・建設にとって極めて重要な意味をもつとともに、他の社会主義国のそれに比して著しい特色となっている、国家資本主義に関する若干の問題について今日的視点から考察する。第一に、民族資本に対する国家資本主義形態による利用・制限・改造について政策・法令の展開から概観する。第二に、全業種にわたる公私合営後における民族資本家の生産手段所有権をめぐる政法学界の論争に注目する。以上の経験と論争は、歴史的な意義にとどまらず、今日の中国の経済建設にとっても一定の意義を有している。とりわけ、一九八〇年以降、対外経済開放政策の重要な一

環として、「経済特区」（経済特別区）を設置し、外資、技術、知識の導入によって、経済の発展をはかろうとしており、そこにおける企業の性質が、「国家資本主義」を基本に論議されていることにかんがみて、第三に「経済特区」の問題点を主に国家資本主義との関連において考察する。

〈第四章〉

本章では、個人的所有権の呼称上の問題に言及したのち、次の諸点を課題とする。

第一に、憲法上の諸問題として、個人的所有権の憲法上の構成について、(1) 主体と客体、(2) 相続権、(3) 権利行使の制約条項、(4) 労働・分配原則の四点から条文上の変更を整理し、「中国社会が複雑な経済要素によって構成されており、それに対する社会主義的改造の進展につれて所有制に関する規定も相応に変更をこうむらざるをえないことを反映しており、また、一九六六～七六年の「文化大革命」期に典型的に示されたような「基本路線」の対抗を顕著に示している」ことを指摘する。そして、具体的に重要な論点として、①「合法的収入」と「労働収入」、②「各種の生活手段」と「その他の合法的財産」、③相続権、④労働・分配原則が注目される。

第二に、中国の一大論争点である、「労働に応ずる分配」、「ブルジョア的権利」論争との関係について、「論争の経緯と内容」、「用語上の問題—『資産階級法権』から『資産階級権利』への変更」の二項目から論述されているが、問題の重要性は次の点に示されている。「『文革』の基本理論である『継続革命論』の主要内容が「ブルジョア的権利の制限」にあったことを想起するならば、とくに七八年憲法第一〇条の「プロレタリア階級の政治優先を前提に、精神的奨励と物質的奨励を結びつけ、かつ精神的奨励を主とする方針」は、おそらく「政治優先」、精神主義、主観主義に傾斜しやすく、これを「左」の部分として現行憲法では削除されたものと思われる。しかし、一般的には「精神的奨励と物質的奨励の結合」は、つねに社会主義経済建設の正常な発展と密接にかかわる事柄であるだけに、憲法上削除されたからと言って軽視されてはならない。この問題は「又紅又專」（思想も専門技術も立派）の問題ともかかわり、今後の中国社会主義建設の重要な論点であることにかわりなく、ソ連憲法（一四条、七七年）も「国家は、物質的刺激と精神的刺激とを結合し、生産革新運動および仕事に対する創造的態度を奨励することによって、労働がソビエトの一人ひとりの人間の第一義的な生活欲求に転化するのを促進する」とするように、社会主義国に共通性を持っている。」

第三に、一九六二～六三年の個人的所有権論争について、(1) 個人的所有権の来源、(2) 「定息」の法的性質、(3) 単独経営労働者所有権の性質、(4) 生活手段所有権と家庭副業経営権、(5) 共産主義段階の個人的所有権について一の五点から整理し、それぞれについてコメントを加えている。

〈第五章〉

本章では、まず、新中国成立後における、公民の権利・義務の体系が、現行憲法のそれを基軸として整理され、以下中国の特色の顕著な論点が説明される。

第二に、基本的原則における論点として、「権利・義務の平等性および不可分性」において、「公民在法律上一律平等」（公民は、法律上すべて平等である）から「公民在法律面前一律平等」（公民は、

法の前にすべて平等である)への表現上の変更についてふれ、「権利・義務の不可分性」を示すものとして、労働の権利・義務、教育を受ける権利・義務に注目する。

第三に、「基本的権利の論点」として、ストライキの自由、「四大」(大鳴、大放、大弁論、大字報)を運用する権利、人格の尊厳、居住・移転の自由、労働権、「管理の権利」、信教の自由、思想の自由および真実のニュースを報道する自由に注目する。

第四に、「基本的義務の論点」として、党の指導の擁護義務、計画出産の義務、憲法・法律の遵守義務、扶養・扶助の義務に注目する。

第五に、「権利・義務規定の実効性」が問題とされ、低い文化・非社会主義的思想の存在、法制観念の希薄なことなどをあげて、「綱領的性格を相当に帯びざるをえない「公民の基本的権利・義務」規定が定着し実効性をもちうるには、社会主義法制の強化と社会主義民主の発揚を基本とする多方面からの努力が要求される」と指摘する。

〈第六章〉

本章では、まず、社会主義諸国の憲法保障をめぐる状況に簡単にふれるとともに、中国のこの面の問題点が中国憲法学会の重要な関心事となっていることを指摘する。

第二に、従来の憲法実施状況を法制建設との関係において、一九四九～五六年、一九五七～六五年、一九六六～七六年、一九七七～八二年の四時期にわけて概観する。

第三に、現行憲法の制定過程における「憲法監督」に関する議論について、憲法監督制度の必要性、独自の章の増設要求、「専門機構」の設置要求の三点から論点を明確にする。

第四に、「現行憲法下の憲法監督の課題」について、憲法の最高法規性、法制の統一と尊厳、憲法実施の監督の三点から問題を整理し、「若干のまとめ」において、次のように指摘している。

「いずれにしてもこれまでの若干の考察によって知られるように、憲法実施の監督の問題が、中国法学界、とりわけ憲法学界の大きな関心事となっているが、現行憲法の体制を維持するか、それとも改善・変更を加えるべきかをめぐって、前者は「人民主権」(全権力の人民への帰属)、「議行合一」(立法府と執行府の一体化)制度の上に中国的特色をそなえる憲法監督制度を強調するのに対して、後者は最高国家権力機関からの一定の独立性を有する専門機構の設置を志向するものとなっている。」

「今後の動向については予測しがたいところがあるが、現行憲法の制定過程以後の議論から見ると、ある論者の表現を借りるならば、「党治」(党による支配)から「憲治」(憲法による支配)への転換をはかることが大勢であり、その点でいずれが今後、「憲治」を実現する上で説得力をもちうるかにこの問題の鍵があるように思われる。その際「憲治」のための基本的諸条件の整備ということが同時に問われることとなろう。」

〈第七章〉

本章では、国家主席制に関する各時期の問題状況が、一九四九年中央人民政府組織法、一九五四年憲法および一九五八年中共八期六中全会、一九七〇年憲法改正案と一九七五年憲法、一九七八年憲法、

現行憲法の制定と諸問題の順に論述される。そして、①建国直後は中央人民政府委員会が、そして一九五四年憲法では国家主席と全国人民代表大会常務委員会が結合して、それぞれ集团的元首を構成してきたこと、②その後「文革」が「国家主席」(国家権力)と「党主席」(党権力)の対抗を一つの側面として展開される中で、前者が廃止され顕著な「党政不分」(党と政府の未分離)状態が相当の期間続くことになったこと、③一九八〇年の「政治局拡大会議」において「党政分工」(党と政府の分業)原則が提起され、現行憲法における国家主席復活の上で大きな意義をもったこと、国家主席問題は現行憲法の制定過程における、きわめて大きな論点であったが、結局のところ一九五四年憲法とは一定程度異なる地位と役割をもつ国家主席制となったことが論及されている。

〈補論一〉

補論一は、申請者が中国憲法についてはじめてふれた小論である。制定・改正の過程、国際的経験の摂取と対外政策、過渡期について、憲法の綱領性、党の一元的指導の強化の諸点から、一九七五年憲法の問題点を提示するとともに、ここでの問題意識は、申請者のその後の中国憲法研究の基礎となっている。

〈補論二〉

補論二は、中国法理論上の最大の論争点について、主に反右派闘争期と今日の時期の二つの時期にわけて論争を整理したものである。とくに、今日の時期の論争では、資本主義、社会主義諸国を含む外国法の批判的継承・摂取を肯定する見解が支配的となり、それが、現行憲法の制定においてとられた「自国の経験と外国の経験の結合」の方法の理論的基礎となっていることにかんがみて、憲法問題の理解の上に欠かせないものである。

三 本論文の意義について

「はしがき」において、「本書は現行憲法の構成順に合わせて、いくつかの基本問題を扱っているのであり、全体にわたっているわけではない。総論的問題としては、社会主義初級段階論、経済体制改革、政治体制改革、個別的問題としては民族問題、代表大会制度、選挙制度、所有権と経営権、一国家二制度などが引き続き検討されなければならない。」と述べているように、本論文において中国憲法の基本問題がすべて論じられているわけではないが、一定の体系性を追究しており、中国憲法の全体的問題状況を明らかにしている。

中国および日本の関係文献、研究成果を十分に踏まえた論述に努めており、日本の中国(法)研究、なかんずく中国憲法研究、また、広くアジア(法)研究、社会主義憲法研究、比較憲法研究に対して一定の寄与をなそうとするものである。また、申請者の監訳になる『中国憲法概論』(董成美編著、成文堂、一九八四年)と併読することによって、日本と中国の憲法研究者の問題関心・研究視角の異同が明らかになるであろうし、日中法学交流の上に一つの素材を提供するものである。

論文審査の結果の要旨

本論文の学位に値いする特徴について述べる。

- (1) 独創性（独自性）について 各章ともに他の論者に見られない、独自の内容を有している。
- (2) 体系性について 本論文において、中国憲法の基本問題がすべて論じられているわけではないが、現行憲法の構成順に合わせて、一定の体系性を保持しており、中国憲法の全体的問題状況を明らかにしている。
- (3) 歴史の実証的研究について 中国および日本の関係文献・研究成果を十分に踏まえた研究となっており、とくに一九四九年十月の新中国成立後の憲法問題について歴史の実証的に考察している。
- (4) 比較法的研究について 他の社会主義憲法の動向についても注意が払われ、中国の憲法問題の固有性と国際的共通性が意識されている。
- (5) 先見性（見通し）について 主観や願望におちいらず、客観的研究が一貫しており、中国の国内的国際的諸条件から中国の抱える困難な問題性を指摘する。

以上に述べたところから明らかなように、博士（法学）に十分に値するものと思料する。